一般財団法人福島県職員共助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福島県職員共助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職員の相互共済と福祉の増進に関する事業を行い、公務の能率的な運営に 寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 職員の福利厚生に関する事業
 - (2) 損害保険代理店業
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- **第5条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければ ならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、 あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、 理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員 会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受 けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事 務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員12名以上22名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- **第 11 条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した 後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第12条 評議員は、無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- **第 16 条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である 事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選する。

(決議)

- **第 18 条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第19条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものは、その書面又は電磁的記録を主たる事務所 に 10 年間備え置かなければならない。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出され

た議事録署名人2名以上が記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。 (評議員会への報告の省略)
- **第21条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その提案を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上11名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。
- 3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって一般法人法第197条で準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職 務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- **第25条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況を調査することができる。

(役員の任期)

- **第 26 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

- の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有 する。

(役員の解任)

- **第27条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第28条 理事及び監事は無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の 日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。 (議長)
- 第32条 理事会の議長は、理事長とする。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。 (決議)
- **第 33 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

2 前項の規定により理事会の決議があったものは、その書面又は電磁的記録を主たる事務所に 10年間備え置かなければならない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。 (理事会への報告の省略)
- **第36条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に 掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

- **第 42 条** この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が 行う。
- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、 理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号、以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日(平成 2 6 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法 人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の 登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この定款の施行の日前に、財団法人福島県職員共助会寄附行為に基づき定められた規程又は 議決された事項は、この定款に基づき定められた規程又は議決された事項とみなす。
- 4 この法人の最初の理事長は橋本明良、副理事長は湯野川守及び松崎健一、常務理事は林昭彦とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

小松利顕 熊田雅宏 村田文夫 橘内俊之 川村猪佐雄 渡辺春吉 小檜山裕展 森谷智子 菅野喜之 猪越 力 佐藤貴英 澤村英行 大内敦夫 田中光一 松岡春雄 佐藤寛喜 長谷川友之 小林恒雄 柳田敦彦 藤田一浩 橋本康正 鈴木 敦

別表 基本財産(第5条関係)

財	産	種	別	場 所 ・ 物 量 等
定	期	預	金	3,000,000円

一般財団法人福島県職員共助会 役員名簿

		<u> </u>		令和5年5月12日 現在
	役職	所属		氏名
		総務課	下重	雅稔
		企画調整課	田沼	祐二
		生活環境総務課	加藤	守
		保健福祉総務課	木村	正彦
		商工総務課	本多	洋崇
		農林総務課	宮川	大志
		土木総務課	栗林	政和
		出納総務課	小林	良枝
		県北地方振興局企画商工部	伊藤	智美
		県中地方振興局企画商工部	坂本	紀子
	初 兴 日	医科大学福利厚生係	渡邊	秀一
	評議員	県職労	小林	宏典
		県職労	髙野	恭子
		県職労	小林	浩之
		県職労	羽賀	理恵
		県職労	米畑	聡
		県職労	増井	勝彦
		県職労	遠藤	達矢
		県職労	坂内	勇太
		県職労	吉田	治久
		県職労	髙木	保成
		県職労	大内	武広
	理事長	総務部次長(人事担当)	山内	建史
	副理事長	県職連合	根本	和俊
	副理事長	職員業務課	鈴木	恵
	常務理事	福利厚生室	後藤	康治
		商工総務課	鈴木	慎也
理事		農林総務課	二瓶	達也
		県北地方振興局企画商工部	高橋	由美恵
		県職連合	髙玉	育子
		県職連合	川村	美彦
		県職連合	小林	昌史
		県職連合	和知	聡
		出納局審査課	蓬田	慎一
	監事	県職連合	鈴木	貴士
		(株)東邦銀行県庁支店	佐藤	泰則
		I		

令和4年度一般財団法人福島県職員共助会事業報告

I 決算概要

一般財団法人福島県職員共助会は、会員からの掛金を財源とし、会員の相 互共済と福祉の増進を図るため、基本財産を安全かつ確実に管理し、県及び 共済組合と連携しながら、多様化する会員のニーズに応えるべく各種の事業 を実施してきた。

令和4年度においては、一般財団法人への移行9年目であるため、令和3年度の管理・運営体制等を検証し、公益法人制度改革に基づいた運営基盤を確立できるように取り組んだ。また、可能な限り当法人の設立目的である「会員の相互共済」を図りながら、共助会の安定した運営に努めたところである。

各経理における事業実施概要については以下のとおりである。

1 公益目的支出会計

不特定かつ多数の者の利益に寄与するため、福島県に対して、年間 5,100 千円の寄附を行った。

2 短期経理

会員の被扶養者に対する医療費助成等の各種短期給付事業を実施した。 被扶養者医療補助金については、保険業法の適用を受けることから、保 険会社の保険商品を活用し、基礎控除額を 5,000 円として事業を実施した。 短期給付事業の給付実績は、4 種 63,410 千円で、前年度の 4 種 66,739 千 円に対し、3,329 千円 (▲5.0%) の減となった。この給付額減少の主な理由 は、保険商品を活用した被扶養者医療補助金と、災害見舞金が減少したこ とによるものである。

※4種:被扶養者医療補助金、出産見舞金、災害見舞金、介護休暇給付金

3 福祉経理

(1)会員に対する医療費助成等の各種福祉給付事業を実施した。会員医療補助金については、保険業法の適用を受けることから、保険会社の保険商品を活用し、基礎控除額を5,000円として事業を実施した。

福祉給付事業の給付実績は、6種162,493千円で、前年度の6種169,515千円に対し、7,022千円(▲4.1%)の減となった。この給付額減少の主な理由は、保険商品を活用した会員医療補助金が減少したほか、その他各種給付事業が減少したことによるものである。

※6種:会員医療補助金、死亡弔慰金、出産助成金、結婚祝金、小学校 入学祝金、永年勤続リフレッシュ給付金

(2)会員とその家族の健康管理、保養などの福利厚生の充実を図るため 契約施設利用助成事業、健康づくり推進事業等の事業を実施する厚生費 については、給付実績は4事業15,937千円で、前年度4事業13,427千 円に対し、2,510千円(18.7%)の増となった。この給付額増加の主な理 由は、宿泊施設利用助成、永年勤続退職会員優待事業、空の旅助成事業 が増加したことによるものである。

※4事業:契約施設利用助成、健康づくり推進事業、永年勤続退職会員 優待事業、空の旅助成

4 グループ保険会計

第1グループ保険と第2グループ保険の統合及び医療保障保険の保険 内容を充実させた新グループ保険へ制度を改正し、平成28年9月(第 50保険年度)から移行した。

また、日本生命を幹事会社とした第一生命、太陽生命の三社共同引受体制による事業を継続実施し、グループ保険加入者からの保険料により安定した運営に努めた。

5 次世代育成支援対策会計

会員の仕事と子育ての両立支援に向けた次世代育成支援対策事業として、各種給付事業を実施した。

6 損害保険代理店業会計

一般財団法人への移行に伴い、当法人で会員及びその被扶養者の医療補助金を独自に行うことができなくなったため、保険商品を活用し、当該医療補助金を実施した。

7 法人会計

共助会事業の安定に寄与するため、各種事業に係る事務費の適切な執行 及び基本財産をはじめとした資金の効率的運用に努めた。

Ⅱ 一般的事項

1 会員数・被扶養者数

会員数				被扶養者数	
令和4年度末	令和3年度末	増減	令和4年度末	令和3年度末	増減
9,334人	9,398人	▲64人	7,704人	7,948人	▲244人

2 掛金

区分	掛金率
短期経理	0.8/1000
福祉経理	7.2/1000

3 基本財産の増減及び残高

経理	科目	3年度末残高	3年度中増加額	4年度中減少額	4年度末残高
法人会計	定期預金	3,000,000円	0円	0円	3,000,000円

Ⅲ 理事会及び評議員会の開催状況

1 令和4年4月14日 評議員会

形 態 決議の省略の方法による

決議事項 評議員、理事及び監事の選任の件。

理事長 小貫 薫 が提案した上記事項について、評議員及 び監事全員が4月28日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

2 令和4年4月28日 理事会

形 態 決議の省略の方法による

決議事項 副理事長及び常務理事選定の件。

理事長 小貫 薫 が提案した上記事項について、理事及び 監事全員が5月11日に同意及び確認したため、同日をもって 決議したものとみなされた。

3 令和4年5月26日 理事会

開催場所 杉妻会館4階 牡丹

決議事項 議案第1号 令和3年度決算(案)について

出席等 出席理事の数11名、監事出席1名

4 令和4年6月10日 評議員会

開催場所 決議の省略の方法による

決議事項 議案第1号 令和3年度決算(案)について

議案第2号 評議員の選任

議案第3号 理事の選任

議案第4号 監事の選任

理事長 小貫 薫 が提案した上記事項について、評議員及 び監事全員が6月17日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

5 令和4年6月17日 理事会

形 熊 決議の省略の方法による

決議事項 理事長、副理事長及び常務理事選定の件。

理事長 小貫 薫 が提案した上記事項について、理事及び 監事全員が6月27日に同意及び確認したため、同日をもって 決議したものとみなされた。

6 令和4年9月5日 理事会

開催場所 杉妻会館4階 牡丹

決議事項 議案第1号 令和4年度変更予算(案)について

議案第2号 一般財団法人福島県職員共助会運営規則の一部 改正(案)について

出席等 出席理事の数9名、欠席理事2名、監事出席3名

7 令和4年9月20日 評議員会

開催場所 決議の省略の方法による

決議事項 議案第1号 令和4年度変更予算(案)について

議案第2号 一般財団法人福島県職員共助会運営規則の一部 改正(案)について

理事長 小貫 薫 が提案した上記事項について、評議員及 び監事全員が9月27日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

8 令和5年1月27日 理事会

開催場所 杉妻会館 3階 百合

決議事項 議案第1号 令和4年度変更予算(案)について

議案第2号 令和5年度当初予算(案)について

議案第3号 一般財団法人福島県職員共助会運営規則の一部 改正(案)について

議案第4号 一般財団法人福島県職員共助会個人情報保護規程等の一部改正等(案)について

出席等 出席理事の数11名、出席監事3名

9 令和5年2月2日 評議員会

開催場所 決議の省略の方法による

決議事項 議案第1号 令和4年度変更予算(案)について

議案第2号 令和5年度当初予算(案)について

議案第3号 一般財団法人福島県職員共助会運営規則の一部 改正(案)について

議案第4号 一般財団法人福島県職員共助会個人情報保護規程等の一部改正等(案)について

理事長 小貫 薫 が提案した上記事項について、評議員及 び監事全員が2月14日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

一般財団法人 福島県職員共助会

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部	1 1 2	13 1 🗻	- 1 1/24
1. 流動資産			
普通預金	369,874,540	329,136,224	40,738,316
東邦銀行県庁支店	369,874,540	329,136,224	40,738,316
前払費用	148,929,960	154,712,770	△5,782,810
未収金	26,450,163	25,912,937	537,226
立替金	132,011	139,002	△6,991
	301	284	17
流動資産合計	545,386,975	509,901,217	35,485,758
2. 固定資産	, ,	, ,	, ,
(1)基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,711,100	875,000	836,100
その他固定資産合計	1,711,100	875,000	836,100
固定資産合計	4,711,100	3,875,000	836,100
資産合計	550,098,075	513,776,217	36,321,858
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	7,603,088	△7,603,088
未払費用	26,586,244	17,723,205	8,863,039
未払消費税	1,092,500	1,037,300	55,200
未払法人税等	11,628,100	10,532,300	1,095,800
前受金	2,168,133	3,686,989	△1,518,856
支払備金	6,853,803	5,433,726	1,420,077
流動負債合計	48,328,780	46,016,608	2,312,172
2. 固定負債			
責任準備金	125,170,012	120,116,614	5,053,398
固定負債合計	125,170,012	120,116,614	5,053,398
負債合計	173,498,792	166,133,222	7,365,570
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	· ·
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	375,599,283	346,642,995	28,956,288
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	376,599,283	347,642,995	28,956,288
負債及び正味財産合計	550,098,075	513,776,217	36,321,858

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科目	当年度	前年度	令和4年4月1日か 増 減
科 目 I 一般正味財産増減の部		83 1 83	100
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	[301]	[284]	[17]
基本財産受取利息	301	284	17
受取会員掛金	[291,959,411]	[292,587,506]	[
受取会員掛金	291,959,411	292,587,506	△ 628,095
事業収益	[271,470,758]	[270,969,699]	[501,059]
受取保険料収益	206,966,961	196,119,092	10,847,869
受取配当金収益	24,394,093	35,708,246	△ 11,314,153
受取手数料収益	40,109,704	39,142,361	967,343
雑収益	[1,880,867]	[2,352,033]	[
雑収益	1,880,867	2,352,033	△ 471,166
経常収益計	565,311,337	565,909,522	△ 598,185
(2) 経常費用			
事業費	[521,257,579]	[526,915,368]	[
会員医療補助金	101,242,161	104,174,072	△ 2,931,911
被扶養者医療補助金	53,760,569	56,329,237	△ 2,568,668
出産見舞金	9,310,000	9,480,000	△ 170,000
出産助成金	3,210,000	3,270,000	△ 60,000
死亡弔慰金	5,150,000	5,720,000	△ 570,000
災害見舞金	240,000	740,000	△ 500,000
介護休暇給付金	100,000	189,587	△ 89,587
結婚祝金	9,500,000	10,500,000	△ 1,000,000
小学校入学祝金	15,000,000	15,450,000	△ 450,000
育児休業給付金	3,246,534	5,632,799	△ 2,386,265
リフレッシュ給付金	28,390,000	30,400,000	△ 2,010,000
厚生費	15,936,190	13,426,370	2,509,820
支払保険料	207,184,575	196,232,869	10,951,706
支払配当金	24,391,157	35,704,357	Δ 11,313,200
保育サポート事業費	9,834,500	10,089,900	△ 255,400
育児休業取得推進事業費	2,664,442	1,122,756	1,541,686
事務委託費	13,392,600	12,447,240	945,360
旅費	124,607	91,183	33,424
事務費	(712,734)	(705,923)	(6,811)
事務用消耗品費	80,102	54,101	26,001
図書印刷費	180,700	310,808	Δ 130,108
通信運搬費	148,055	116,829	31,226
会議費	46,079	35,842	10,237
その他	257,798	188,343	69,455
賃借料	608,775	614,760	△ 5,985
負担金	833,219	510,470	322,749
委託費	2,348,220	2,510,335	△ 162,115
租税公課	36,905	4,452,205	△ 4,415,300
報酬	1,685,040	1,668,660	16,380
職員手当	328,548	349,520	△ 20,972
支払寄附金	5,100,000	5,100,000	0
責任準備金繰入	6,920,748	0	6,920,748
雑費	6,055	3,125	2,930

115年3月31日まで 科 目	当年度	前年度	増 減
管理費 	[5,336,720]		
事務委託費	3,607,400	3,352,760	254,640
旅費	9,699	3,148	6,551
事務費	(87,260)	(72,224)	(15,036)
事務用消耗品費	13,138	8,335	4,803
図書印刷費	0	11,347	△ 11,347
通信運搬費	24,282	18,002	6,280
会議費	7,558	5,523	2,035
その他	42,282	29,017	13,265
賃借料	121,610	122,807	△ 1,197
負担金	66,809	16,783	50,026
委託費	469,080	501,465	△ 32,385
租税公課	551,750	4,593,602	△ 4,041,852
減価償却費	(421,900)	(436,583)	(<u>Δ 14,683</u>)
ソフトウェア償却費	421,900	436,583	△ 14,683
雑費	1,212	625	587
経常費用計	526,594,299	536,015,365	Δ 9,421,066
当期経常増減額	38,717,038	29,894,157	8,822,881
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
引当金戻入額	[1,867,350]	[16,392,956]	[\(\triangle 14,525,606 \)]
責任準備金戻入額	1,867,350	16,392,956	△ 14,525,606
経常外収益計	1,867,350	16,392,956	Δ 14,525,606
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	1,867,350	16,392,956	△ 14,525,606
税引前当期一般正味財産増減額	40,584,388	46,287,113	△ 5,702,725
法人税、住民税及び事業税	11,628,100	10,532,300	1,095,800
当期一般正味財産増減額	28,956,288	35,754,813	Δ 6,798,525
一般正味財産期首残高	346,642,995	310,888,182	35,754,813
一般正味財産期末残高	375,599,283	346,642,995	28,956,288
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	376,599,283	347,642,995	28,956,288
L	ı		

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照	照表科目	場所∙物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	預金	東邦銀行県庁支店		369,874,540
	前払費用			148,929,960
	未収金			26,450,163
	立替金			132,011
	未収収益			301
流動資産合計	L			545,386,975
(固定資産)				
基本財産				
	定期預金			3,000,000
その他固定資産				
	ソフトウェア			1,711,100
固定資産合計	<u> </u>			4,711,100
資産合計		<u>I</u>		550,098,075
(流動負債)				
	未払費用			26,586,244
	未払消費税			1,092,500
	未払法人税等			11,628,100
	前受金			2,168,133
	支払備金			6,853,803
流動負債合計				48,328,780
(固定負債)				
	責任準備金			125,170,012
固定負債合計				125,170,012
負債合計		1		173,498,792
正味財産				376,599,283

財務諸表に対する注記及び附属明細書

財務諸表に対する注記

- 1 重要な会計方針 消費税等の会計処理について 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
- 2 基本財産の増減額 基本財産の増減額は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3, 000, 000	0	0	3, 000, 000
合計	3, 000, 000	0	0	3, 000, 000

3 基本財産の財源等の内訳 基本財産の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	(1,000,000)	(2,000,000)	(-)
合計	3, 000, 000	(1, 000, 000)	(2,000,000)	(-)

附属明細書

1 基本財産の明細 基本財産の明細については、財務諸表の注記に記載をしているため、注記を省略している。

令和4年3月31日現在

(単位 : 円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	329,136,224	306,745,241	22,390,983
東邦銀行県庁支店	329,136,224	306,745,241	22,390,983
前払費用	154,712,770	159,694,670	△4,981,900
未収金	25,912,937	35,536,771	△9,623,834
立替金	139,002	141,185	△2,183
未収収益	284	267	17
流動資産合計	509,901,217	502,118,134	7,783,083
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	875,000	1,311,583	△436,583
その他固定資産合計	875,000	1,311,583	△436,583
固定資産合計	3,875,000	4,311,583	△436,583
資産合計	513,776,217	506,429,717	7,346,500
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,603,088	14,626,192	△7,023,104
未払費用	17,723,205	20,236,006	△2,512,801
未払消費税	1,037,300	2,076,500	△1,039,200
未払法人税等	10,532,300	11,974,300	△1,442,000
前受金	3,686,989	2,303,889	1,383,100
支払備金	5,433,726	6,815,078	△1,381,352
流動負債合計	46,016,608	58,031,965	△12,015,357
2. 固定負債			
責任準備金	120,116,614	136,509,570	△16,392,956
固定負債合計	120,116,614	136,509,570	△16,392,956
負債合計	166,133,222	194,541,535	△28,408,313
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	346,642,995	310,888,182	35,754,813
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	347,642,995	311,888,182	35,754,813
負債及び正味財産合計	513,776,217	506,429,717	7,346,500

令和3年3月31日現在

(単位 : 円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	306,745,241	270,950,893	35,794,348
東邦銀行県庁支店	306,745,241	270,950,893	35,794,348
前払費用	159,694,670	158,565,350	1,129,320
未収金	35,536,771	26,227,871	9,308,900
立替金	141,185	177,187	△36,002
未収収益	267	298	△31
流動資産合計	502,118,134	455,921,599	46,196,535
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,311,583	1,846,250	△534,667
その他固定資産合計	1,311,583	1,846,250	△534,667
固定資産合計	4,311,583	4,846,250	△534,667
資産合計	506,429,717	460,767,849	45,661,868
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,626,192	8,604,184	6,022,008
未払費用	20,236,006	18,234,195	2,001,811
未払消費税	2,076,500	0	2,076,500
未払法人税等	11,974,300	9,458,200	2,516,100
前受金	2,303,889	3,181,758	△877,869
支払備金	6,815,078	7,107,317	△292,239
流動負債合計	58,031,965	46,585,654	11,446,311
2. 固定負債			
責任準備金	136,509,570	133,463,670	3,045,900
固定負債合計	136,509,570	133,463,670	3,045,900
負債合計	194,541,535	180,049,324	14,492,211
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	310,888,182	279,718,525	31,169,657
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	311,888,182	280,718,525	31,169,657
負債及び正味財産合計	506,429,717	460,767,849	45,661,868

令和2年3月31日現在

(単位 : 円)

科目	当年度	 前年度	増減
I 資産の部	コース	ιη — <i>Ι</i> .Χ.	78 //54
1 - 貞煌の品 1. 流動資産			
普通預金	270,950,893	417,606,957	△146,656,064
東邦銀行県庁支店	270,950,893	417,606,957	Δ146,656,064
前払費用	158,565,350	417,000,937	158,565,350
未収金	26,227,871	35,537,354	△9,309,483
大V亚 立替金	177,187	35,537,354 165,841	11,346
立首並 未収収益	,	,	•
• • • • • •	298	280	18
仮払消費税	0 455 001 500	512,352	△512,352
流動資産合計	455,921,599	453,822,784	2,098,815
2. 固定資産			
(1)基本財産	0.000.000	0.000.000	
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2)その他固定資産			
器具及び備品	0	2	Δ2
ソフトウェア	1,846,250	1,034,250	812,000
その他固定資産合計	1,846,250	1,034,252	811,998
固定資産合計	4,846,250	4,034,252	811,998
資産合計	460,767,849	457,857,036	2,910,813
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,604,184	16,379,474	△7,775,290
未払費用	18,234,195	19,021,616	△787,421
未払法人税等	9,458,200	8,777,500	680,700
前受金	3,181,758	353,015	2,828,743
仮受消費税	0	611,684	△611,684
支払備金	7,107,317	7,112,666	△5,349
流動負債合計	46,585,654	52,255,955	△5,670,301
2. 固定負債			
責任準備金	133,463,670	137,052,609	△3,588,939
固定負債合計	133,463,670	137,052,609	△3,588,939
負債合計	180,049,324	189,308,564	△9,259,240
皿 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	279,718,525	267,548,472	12,170,053
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	280,718,525	268,548,472	12,170,053
負債及び正味財産合計	460,767,849	457,857,036	2,910,813

平成 31年3月31日現在 (単位 : 円) 当年度 前年度 増減 目 Ι 資産の部 1. 流動資産 普通預金 417.606.957 233,926,056 183,680,901 東邦銀行県庁支店 417,606,957 233,926,056 183,680,901 144,527,900 前払費用 △144,527,900 未収金 35,537,354 28.081.530 7.455.824 立替金 365,829 △199.988 165,841 未収収益 263 280 17 仮払消費税 512,352 512,352 0 流動資産合計 453.822.784 406.901.578 46.921.206 2. 固定資産 (1) 基本財産 定期預金 3.000.000 3.000.000 0 3,000,000 3,000,000 0 基本財産合計 (2) その他固定資産 器具及び備品 41,581 △41,579 2 ソフトウェア △3,570,240 1,034,250 4,604,490 その他固定資産合計 1,034,252 4,646,071 △3,611,819 固定資産合計 4.034,252 7,646,071 △3,611,819 資産合計 457.857.036 414.547.649 43.309.387 Ⅱ 負債の部 1. 流動負債 未払金 16.379.474 8.098.079 8.281.395 未払費用 19.021.616 19,216,595 △194,979 未払消費税 309,900 △309,900 未払法人税等 8,777,500 9,805,400 △1,027,900 353,015 前受金 428,324 △75,309 仮受消費税 611,684 611,684 支払備金 7.112.666 7,745,329 △632.663 流動負債合計 52,255,955 45,603,627 6,652,328 2. 固定負債 責任準備金 137,052,609 143,735,287 $\triangle 6,682,678$ 固定負債合計 137.052.609 143,735,287 △6,682,678 負債合計 189,308,564 189,338,914 $\triangle 30,350$ Ⅲ 正味財産の部 1. 指定正味財産 寄付金 1,000,000 1,000,000 0 指定正味財産合計 1,000,000 1,000,000 0 (うち基本財産への充当額) 1,000,000) 1,000,000) 0) (うち特定資産への充当額) 0) 0) 0) 267,548,472 2. 一般正味財産 224,208,735 43,339,737 (うち基本財産への充当額) 2.000.000) 2.000.000) 0) (うち特定資産への充当額) 0) 0) 0) 正味財産合計 268,548,472 225,208,735 43,339,737

457,857,036

414,547,649

43,309,387

負債及び正味財産合計

平成 30年3月31日現在 (単位 : 円) 当年度 前年度 増減 目 Ι 資産の部 1. 流動資産 普通預金 233,926,056 207.633.910 26,292,146 東邦銀行県庁支店 207,633,910 233,926,056 26,292,146 前払費用 △4,032,750 144,527,900 148,560,650 未収金 28.081.530 35,267,577 △7.186.047 立替金 365.829 371,268 △5,439 未収収益 263 246 17 流動資産合計 406,901,578 15,067,927 391,833,651 2. 固定資産 (1)基本財産 定期預金 3,000,000 3,000,000 0 基本財産合計 3,000,000 3,000,000 (2) その他固定資産 器具及び備品 41,581 83,161 △41,580 ソフトウェア 4,604,490 8,174,730 △3,570,240 その他固定資産合計 8,257,891 △3,611,820 4,646,071 固定資産合計 7,646,071 11,257,891 △3,611,820 資産合計 414,547,649 403,091,542 11,456,107 Ⅱ 負債の部 1. 流動負債 未払金 8,098,079 15,023,059 △6,924,980 未払費用 19,216,595 19.463.213 △246,618 未払消費税 309,900 309,900 0 未払法人税等 9,805,400 11,261,100 △1,455,700 前受金 428,324 260.147 168,177 支払備金 7,745,329 10,041,469 △2,296,140 流動負債合計 45,603,627 56,358,888 △10,755,261 2. 固定負債 責任準備金 143,735,287 133,348,090 10,387,197 143,735,287 固定負債合計 133,348,090 10,387,197 189,338,914 189,706,978 △368,064 負債合計 Ⅲ 正味財産の部 1. 指定正味財産 1,000,000 1,000,000 0 寄付金 指定正味財産合計 1,000,000 1.000.000 0 1,000,000) (うち基本財産への充当額) 1,000,000) 0) ((うち特定資産への充当額) 0) 0) 0) 2. 一般正味財産 224,208,735 212,384,564 11,824,171 (うち基本財産への充当額) 2,000,000) (2,000,000) 0) (うち特定資産への充当額) 0) 0) 0) 正味財産合計 225.208.735 213.384.564 11.824.171

414.547.649

403.091.542

11,456,107

負債及び正味財産合計